

船舶事故調査報告書

平成23年10月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年4月2日（土） 13時40分ごろ
発生場所	宮崎県日南市鵜戸 ^{うど} 崎南南西方沖 鵜戸崎灯台から真方位198° 1,500m付近 （概位 北緯31° 38.0′ 東経131° 27.8′）
事故調査の経過	平成23年5月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八 ^{こうふく} 幸福丸、4.4トン MZ3-5950（漁船登録番号）、個人所有 9.20m（Lr）×2.40m×1.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和58年8月31日 B モーターボート ^{いままさツ} 今正Ⅱ、1.7トン 295-45454鹿児島、個人所有 6.26m（Lr）×2.30m×1.02m、FRP ガソリン機関、51.49kW、平成21年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 平成21年7月8日 （平成26年7月12日まで有効） B 船長B 男性 53歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年10月4日 免許証交付日 平成22年7月26日 （平成27年10月3日まで有効）
死傷者等	B 軽傷 2人（船長B 急性硬膜下外血腫及び誤嚥性肺炎（10日間の入院加療）、同乗者 頸部打撲傷）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部に擦過傷、操舵台の右舷側に凹損
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが立って手動操舵に当たり、約8ノットの対地速力で鵜戸崎南南西方沖をいせえび漁の漁場に向けて南南西進した。 船長Aは、日頃、甲板員2人を船首部に配置して見張りを行わせていたが、波しぶきが上がっていたので、甲板員2人を船尾甲板で待機させていたことから、その分日頃よりも船首の浮上が大きくなり、船長Aが操舵室

	<p>の中央で立った状態では、船首が約20cm浮上して船首方向を見通すことができない部分（以下「船首死角」という。）が生じていた。</p> <p>船長Aは、立って見張りを行えば前方にいる他船が見えるものと思ひ、鹿児島県と宮崎県の県境にある新燃岳^{しんもえだけ}の噴火による降灰があったので、側方の窓から顔を出すなどして船首死角を補う見張りを行わず、前路にいたB船に気付かずに航行し、平成23年4月2日13時40分ごろ、鶴戸埼灯台から真方位198°1,500m付近において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者1人が乗船し、船長Bが、操縦して釣り場に向かい、13時30分ごろ、鶴戸崎南南西方沖の釣り場に到着したのち、水深約10mのところ^{ところ}に重さ約5kgの錨を入れ、錨索を約20m出して船首部に係止し、船首を南西方に向けて錨泊した。</p> <p>船長Bは、錨泊後、周囲に他船がないことを確認して右舷後部で釣りの準備を行い、同乗者が左舷後部で釣りの準備を行っていたところ、右舷後方約40mにB船に向けて接近するA船を視認し、2人で大声を出して注意を喚起したが、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、海中に転落したがA船に救助された。</p> <p>船長Aは、海上保安部に連絡し、船長B及びB船の同乗者を乗せて鶴戸漁港に帰港した。</p> <p>船長B及びB船の同乗者は、救急車により病院に搬送された。</p> <p>B船は、地元漁船にえい航されて鶴戸漁港に入港した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視程 約1～2km</p> <p>海象：波高 約1～1.5m、潮汐 上げ潮の初期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、約60年間漁船に乗船し、そのうちA船の船長として約28年間乗船していた。</p> <p>船長Aは、両眼視力が矯正で0.6であり、本事故当時は眼鏡をかけていた。</p> <p>B船は、船尾に船外機を取り付けたモーターボートであり、操舵室がなく、船体中央部にある操縦台で船外機の操作を行い、また、汽笛の装備がなく、笛を船内に置いていた。</p> <p>船長Bは、約10年前からモーターボートに船長として乗船するようになり、1か月に2回程度、日南市油津港^{あぶらつ}付近で釣りを行っていた。</p> <p>船長B及びB船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1559 815 1608">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1559 1457 1608">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1608 815 1655">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1608 1457 1655">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1655 815 1702">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1655 1457 1702">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1702 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1702 1457 2065"> <p>A船は、鶴戸崎南南西方沖を南南西進中、船長Aが、船首死角を生じていたものの、立って見張りを行えば前方にいる他船が見えるものと思ひ込み、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鶴戸崎南南西方沖において錨泊中、船長Bが、錨泊後に周囲に他船がないことを確認し、釣りの準備を行っていたところ、右舷後方約</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、鶴戸崎南南西方沖を南南西進中、船長Aが、船首死角を生じていたものの、立って見張りを行えば前方にいる他船が見えるものと思ひ込み、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鶴戸崎南南西方沖において錨泊中、船長Bが、錨泊後に周囲に他船がないことを確認し、釣りの準備を行っていたところ、右舷後方約</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、鶴戸崎南南西方沖を南南西進中、船長Aが、船首死角を生じていたものの、立って見張りを行えば前方にいる他船が見えるものと思ひ込み、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鶴戸崎南南西方沖において錨泊中、船長Bが、錨泊後に周囲に他船がないことを確認し、釣りの準備を行っていたところ、右舷後方約</p>								

		40mにB船に向けて接近するA船を視認し、大声を出して注意を喚起したが、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、鵜戸埼南南西方沖において、A船が南南西進中、B船が錨泊して釣りの準備中、船長Aが、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首が浮上して船首死角を生じている場合には、船首部に見張り員を配置するなどの船首死角を補う適切な見張りを行うこと。 ・ 錨泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶があれば、有効な音響による信号を行うなどして注意を喚起すること。 ・ 本事故では、救命胴衣を着用していた海中転落者が救助された事例であり、小型船舶に乗船中は救命胴衣を着用すること。 	